

神奈川県重粒子線治療利子補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療保険が適用されず高額の治療費がかかる重粒子線治療に係る県民の患者負担を軽減するため、「神奈川県重粒子線治療利子補給対象者認定要領」（以下「認定要領」という。）に基づく認定を受けて融資を利用した者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 重粒子線治療 神奈川県立がんセンターにおいて行われる重粒子線治療
- (2) 先進医療特約保険等 がん先進医療に係る給付金を受け取る保険契約または共済契約
- (3) 専用ローン 神奈川県と協力協定を締結した金融機関による重粒子線治療の治療費を融資対象とするローン

(利子補給金交付の対象者)

第3条 利子補給金交付の対象者は、次のいずれにも該当する者で、認定要領第3条に規定する認定を受けた者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 重粒子線治療を受けた患者
 - イ 重粒子線治療を受けた患者と同一の世帯に属する者
 - ウ 重粒子線治療を受けた患者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族。以下同じ。）
- (2) 重粒子線治療を受けた患者は、重粒子線治療を行うことが決定した時点において、引き続き1年以上県内に住所を有していること。

(利子補給金交付の対象となる借入金)

第4条 利子補給金交付の対象となる借入金は、医療保険の対象とならない重粒子線治療に係る治療費を用途とした専用ローンの借入金とし、315万円を限度とする。ただし、先進医療特約保険等の給付を受ける場合は、315万円から給付額を差し引いた額を限度とする。

(利子補給金交付の対象となる利子)

第5条 利子補給金交付の対象となる利子は、利子補給対象者が金融機関との間に締結した専用ローンの金銭消費貸借契約の約定利率をパーセントを単位として年利率で表したもので、年利率6パーセント（保証料率を含む。）を限度とする。ただし、延滞利息等は除くものとする。なお、利子補給額に1円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(利子補給金交付の対象となる期間)

第6条 利子補給金交付の対象となる期間は、金銭消費貸借契約に基づき最初に利子を支払った月から起算して84箇月以内とする。

(利子補給金交付の申請)

第7条 利子補給金の交付を受けようとする者は、原則として、毎年1月1日から12月31日までの間に支払った約定利子の合計額を、翌年1月末までに「重粒子線治療利子補給金交付申請書」(第1号様式)により申請するものとする。

2 申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 金融機関と締結した金銭消費貸借契約書の写し
- (2) 返済予定表の写し
- (3) 重粒子線治療の治療費の支払いを証する書類
- (4) 支払利息証明書
- (5) 重粒子線治療利子補給対象者認定通知の写し
- (6) 振込先口座がローン返済口座と異なる場合は
口座情報が確認できる書類(通帳・カードの写し等)
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、次年度以降の申請のときは、条件変更がない限り、前項第1号から第3号の添付書類は省略することができる。

4 利子補給金の交付を受けようとする者が、本人の責めに帰さない等のやむをえない理由があると認められる場合には、第1項に定める申請期間の経過後であっても、「重粒子線治療利子補給金交付申請遅延理由申出書」(第2号様式)を提出することにより、申請できるものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請の取下げについては、当該申請に係る交付決定通知書又は不交付決定通知書の施行日の前日までに、申請者から取下げの申し出を受けた場合に、理由の如何に関わらず認めるものとする。

2 取下げの申し出は、「神奈川県重粒子線治療利子補給金交付申請取下書」(第3号様式)によるものとする。

(審査及び結果の通知)

第9条 知事は、申請を受理したときは、その内容を審査し、利子補給金交付の可否及び金額について「神奈川県重粒子線治療利子補給金交付決定通知書」(第4号様式)または「神奈川県重粒子線治療利子補給金不交付決定通知書」(第5号様式)により通知するものとする。

(決定の取消し)

第10条 知事は、利子補給金の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、利子補

給金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) 利子補給金を他の用途に使用したときその他知事が認めるとき。

(利子補給金の返還)

第11条 知事は、利子補給金の交付の決定を取り消した場合において、すでに利子補給金が交付されているときは、期限を定めて、当該利子補給金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第12条 利子補給金の交付を受けた者は、前条の規定による取消処分に関し、利子補給金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る利子補給金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、納付した金額が返還を命ぜられた利子補給金の額に達するまでは、その納付した金額は、まず当該返還を命ぜられた利子補給金の額に充てられたものとする。
- 3 利子補給金の交付を受けた者は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(返還の申出)

第13条 利子補給金交付後に、利子補給金の交付を受けた者が当該利子補給金の返還を申し出る場合は、「重粒子線治療利子補給金返還申出書」（第6号様式）によるものとする。

- 2 前項の規定により利子補給金の返還がなされた場合、第12条に定める加算金の納付を不要とすることができる。

(書類の整備等)

第14条 利子補給金の交付を受けた者は、利子補給金交付対象経費の支払いに係る収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する証拠書類は、当該利子補給金交付対象経費の支払日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の要綱に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。